

第6回 久慈市陸域再生可能エネルギーゾーニング協議会

日 時：令和5年6月16日（金）14:30～16:30

場 所：久慈市役所3階 大会議室 及び WEB（ZOOM）会議

出席委員：本田座長、三宅委員、澤口委員、田端委員（代理：馬場氏）、山本委員（代理：桜庭氏）、横内委員、高橋委員（代理：小原氏）※、阿部委員、及川委員、米山委員、久松委員、谷崎委員（代理：中新井田氏）、大崎委員

※は ZOOMWEB 参加者

1. 議事

【議事1】昨年度までのゾーニング検討の振り返りについて

【議事2】昨年度までの合意形成検討の振り返りについて

【議事3】住民との合意形成に向けた取組みについて

【議事4】事業者とのコミュニケーションのプロセスについて

【追加資料】風況観測値と最寄のアメダスとの相関分析結果

【参考資料】前回の振り返り

2. 主な意見等

【議事1】昨年度までのゾーニング検討の振り返りについて 46min～

（事務局から陸上風力および太陽光のゾーニングの精緻化について説明）

- ・地域のエネルギーは地産地消し、余剰電力は都市部に供給するため、今後エネルギー価値について地域の方と協議していく考え方もあってよいのではないか。（本田座長）
→地域資源は地域の中で活用することで、地域が裨益する事業を目指す必要があると考えている。（国際航業）
- ・久慈市独自の保全区域設定の考え方について、保安林（民有林）、土砂災害危険個所、農用地区内の農地は、調整区域となっているが、基本的な環境保全上配慮すべき点があるため、配慮事項があれば適正な範囲で記載する必要があるのではないか。また、適正な配慮のための考え方の通り、明確にゾーニングでエリア設定できないが、環境保全上配慮すべき事項があれば記載することもできるのではないか。（阿部委員）
→事業者が事業検討する際に確認する問合せ先など記載してもよいのではないかと考えており、他に配慮事項に記載すべき内容があれば、岩手県の意見を頂きたい。（国際航業）
→土砂災害危険個所の取扱いは、ネガティブゾーニングに該当し、促進区域で配慮すべき内容とは異なる扱いにした方がよいと考えている。（及川委員）
- ・P16の久慈市独自の保全区域設定の考え方の保安林の取扱いについて、現時点では保安林の解除は第1級地に該当有無では審査しておらず、保安林が解除できるかどうかという視点で審査している。誤解がないようにR3森林・林業基本計画の内容と久慈市の内容を区別して記載いただきたい。（及川委員）
→R3森林・林業基本計画と久慈市の内容は別扱いとして整理する。第1級地や第2級地などの取扱いなどについて助言いただきたい。（国際航業）
→市が仲介いただき、文章の添削を含めて誤解のないように進めていただきたい。（本田座長）
- ・ゾーニングマップは将来の時勢によって各配慮項目の取り扱いが、その時点での状況に応じて適応させて考える必要がある。（本田座長）
→最終的にゾーニングマップを示す際に将来の状況によって適応させる趣旨の内容は、必ず記載する予定としている。（国際航業）

- ・P8の再生可能エネルギー導入ポテンシャルの整理について、市の再エネ導入ポテンシャルは、市内の年間消費電力量に対して30倍に相当すると記載されており、余剰電力の供給先として首都圏もしくは北東北循環共生圏の連携先などが挙げられる。今後地域の方にご理解いただく際に1つの重要な切り口になるのかと考えており、できるだけたくさん再エネ導入するためにも使用用途の論点について別途議論が必要なのではないか。
(小原氏)
→市でご検討いただくということでもよろしいでしょうか。(本田座長)
→地域にとって再エネ導入が意義のあることと地域の住民の方々にも理解いただく点が重要と考えている。地産地消を進めるにあたっては、制度上のハードルもあり進まない部分もあるが、再エネを導入することが地域にとって、どのような位置づけであり、どのように将来関わりがあるものかを整理し説明に活かしていきたいと考えている。
(市)
- ・P15の久慈市独自の保全区域設定の考え方の各配慮事項の面積割合について、農用地区内の農地に限定して調整区域に設定すると間違った議論になる可能性があるため、基本は農地という表現とした方がよい。(三宅委員)
- ・P26のゾーニングの精緻化のイメージについてグラフが二軸になっており、保全区域でもポジティブに捉える意味にもとれるため誤解を与えないような表現方法にしたほうがよい。(三宅委員)
- ・P18の⑤ゾーニングマップ素案の作成について、地図上で白地となっている地域は、どのような位置づけとなるのか。(横内委員)
→再エネポテンシャルからエリア設定しているため、再エネポテンシャルがなく、法令および岩手県基準の土地利用の制限に該当しないエリアを白地としている。(国際航業)
→今後、現地調査等で新たにポテンシャルがみられる場合は、調整区域程度とするのが妥当なのではないか。(横内委員)
→結果としてゾーニングマップを見せることは重要ではなく、結果に至るまでの過程をしっかりと示すことが重要なのではないか。(本田座長)

【議事2】昨年度までの合意形成検討の振り返りについて

(事務局から景観調査の進捗について説明)

- ・昨年の住民アンケートのサンプリング方法はどのように実施したか。(本田座長)
→住民基本台帳から年齢別に分けたうえで1,000人抽出して、アンケートを発送したものに回答いただいた。なお、職業を考慮して抽出はしていない。(国際航業)
- ・P29の合意形成の全体方針について、市民と住民の言葉を使い分けることは重要であり、使い分けを整理しておいた方がよい。(三宅委員)
→気を付けて使い分ける。(国際航業)
- ・ゾーニングマップの結果を一般住民に示しても内容の理解が進まないと考えられ、説明会を実施しても難しいのではないかと考えられ、山間部に風力発電1基建設すると3,500m²木を伐採することになる。風力発電所を建設してほしくないのではなく、風力発電所を建設することで市の経済を回すこともできるので、並行して抑止力や砂防ダムの建設、水素発電なども考慮して検討を進め説明いただきたい。(澤口委員)
→住民説明会について、わかりやすく説明することはとても難しいので、さらに工夫をする必要がある。(本田座長)

【議事3】住民との合意形成に向けた取組みについて

(事務局から R4～5 年度合意形成について説明)

- ・住民説明会の募集方法について、30人程度に対して実施して、住民に説明したことになるのか。各自治会から参加してもらい、自治会あたりの出席人数を調整することに加え、一般広報誌において興味のある方への募集する方法がよいのではないかと。(澤口委員)
- ・説明会について、30人程度で市民を代表したことになるのかという話になりかねないため、

市民と住民という言葉の解釈が重要になる。総論（市民）は賛成だが各論（住民）になった際に、なぜ久慈なのか、なぜこの地区なのかという問いに対して、説明できるようにすることが重要である。また、住民向けに実施する場合、直接的な利害がある場合と間接的に利害がある場合によって、どこまでを対象にして説明するかを考える必要がある。市民向けに理解を促し意識を高めるためには、久慈市全体の何か所かで説明会を開催すればよいが、住民向けの場合は、地域内で軋轢を生まないためにも、少し深く踏み込んで考えていくことが大切になる。開催回数は1回2回では足りないと考えられ、丁寧に進める必要がある。（三宅委員）

- 通常、大規模風力発電所では、事業者が地元住民の理解を得ることが義務になるが、本事業における説明会の意義を考えると、今回の説明会と事業者の住民向け説明会の位置づけは違うと考えている。ゾーニングは、県外もしくは市外の事業者が久慈市内で発電事業を検討するなかで守ってほしいことや入ってほしくないところを示すことで、前もって久慈市と調整するための機会を設ける仕組みと考えている。例えば、久慈市民全員の意見を把握することはできないので、今回の説明会を何回も開催できないのであれば、制度を理解してもらって「説明」を趣旨とするのではなく、地域住民の懸念事項や期待することを情報収集し、今後検討を進める事業者に対して、久慈市として本事業の中でそれを示す機会にしてはどうか。個別の課題については、発電事業ごとの個別の住民説明会を開催する方向性として、今回実施する説明会の目的や趣旨を再度検討したほうがよいのではないかと。（小原氏）
- 再エネが市内に導入されると、今後20年間は県外の事業者が事業を進めることになるため、ワークショップを受講した小学生が地元で生活する限りは再生可能エネルギーと一緒に生きていくことになる。小学校向けのワークショップは、そういった小学生に対して何を教えるかを考慮すると、楽しんでもらえるアイデアが生まれるのではないかと。（小原氏）
- 住民説明会では、久慈市の行政としての思いを住民に伝えるスキームが重要と考えている。（本田座長）
- 小学生向けワークショップは、青森で7月に実施予定である。（本田座長）

【議事4】事業者とのコミュニケーションのプロセスについて

（事務局から追加的な環境調査の進捗について説明）

- P37の事業者とのコミュニケーションプロセス（案）の陸上風力発電事業の全体のフローについて、ゾーニング結果を環境アセス前に事業者と情報共有し調整することで、計画に沿って事業計画を作成した事業者との調整は非常に効率的だが、ゾーニング結果に沿わない事業計画を作成した事業者に対して、久慈市としてアプローチが非常に難しいと考えているが、現状の状況はどうか。（阿部委員）
 - 久慈市の事業計画に対する関わり方は、環境アセスの手続きに沿って、岩手県からの意見照会の対応をしておき、それ以外の方法は取りえないと現時点では考えている。（市）
 - 一般的に風力発電の初期計画は、事業区域を広く設定していることが多くみられる。久慈市では3年かけて促進区域や配慮すべき地域、地元として考慮いただきたい事項も見えてきているため、これから事業計画区域を絞り込む事業者には、地元の総意としての環境保全の考え方を十分に尊重するべきと考えている。現状、地元では制度上は知事意見の発出に留まることとなっているが、国でも立地によって課題のある事業は、事前の予測評価を行っており、課題が認められた場合は立地の再選定を行う仕組みづくりは、今年の3月に報告書が出ている。久慈市として明確な考え方が出されつつあるので、県としても現在進行形の事業に対しても可能な限り配慮していきたいと考えているが、国においてもご協力をお願いしたい。（阿部委員）
 - 促進区域というポジティブゾーニングの仕組みがない中では、環境保全にはよくない事業がみられる。地方環境事務所では脱炭素関係の部署もあり、ゾーニング事業をうまく誘導できればと考えている。（横内委員）
- P37の事業者とのコミュニケーションプロセス（案）の陸上風力発電事業の全体のフローについて、事業者がアセス調査前に実施する地元関係者との社会的調整のプロセスにおいて、コミュニケーションの主体となっている自治体、利害関係者・地域住民等が重要にな

る。基本的には、対象者ごとに区分してどのような合意を得る必要があるのかを示し、どの段階で本来進めるべきなのかわかるようにすることが大事になる。自治体の場合は、初期の段階でどのような役割を担うべきか、入っていくか整理する必要があるのではないかと。住民の方が一番興味を持つ内容は、他地域で問題となっている理由であり、それに対してレビューは必ず必要になる。（三宅委員）

→ヨーロッパにおける洋上風力の事例では、セントラル方式で国がインセンティブを獲得しており、事業者はコスト勝負になるため、環境アセス含めて国が行っている。セントラル方式は、日本で成り立たないため、最適地を試行錯誤して決める必要があると考えている。どのレベルで誰が意思表示するかは、行政の仕組み次第で国県市の立場で一番良い仕組みにする必要がある。（本田座長）

→既に事業者3社は配慮書を提出して方法書も出している状況のため、この状況に至るまでにどのような仕組みを作る必要があるか、振り返りながら検討を進めていきたい。（大崎委員）

- ・クリーンエネルギーは重要になってくる部分だが、住民の生活環境、景観などに思い入れのある方々も多くいるので丁寧な説明は大事と考えている。住民説明会では、参加されても発言できない方もいるため、意見収集する方法を工夫していただきたい。（久松委員）

【追加資料】風況観測値と最寄のアメダスとの相関分析結果

- ・風況観測結果だけみると、REPOSの年平均風速と比べて2m/s下回ったことになり、見方によっては事業的に厳しいが、この種のマップは全国規模でシミュレーションしているため、周辺の細かな地形や樹木は反映できていない。例えば、補正するとREPOSと近い値になるかもしれない、少し丁寧に検討しないといけない。（本田座長）

—以上—